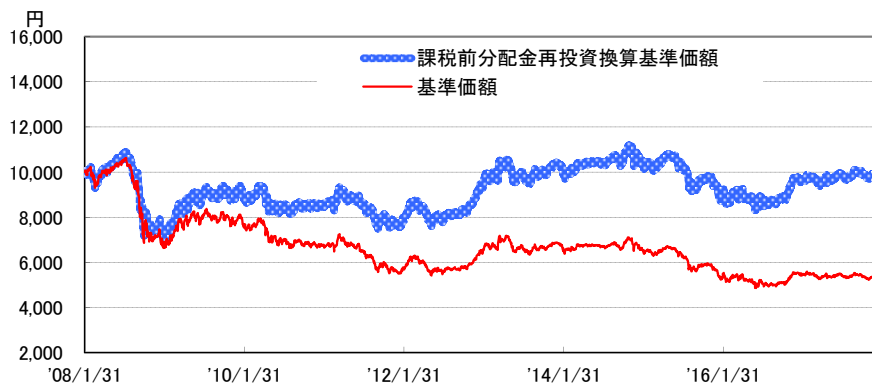


グローバル高金利通貨オープン(毎月決算型)

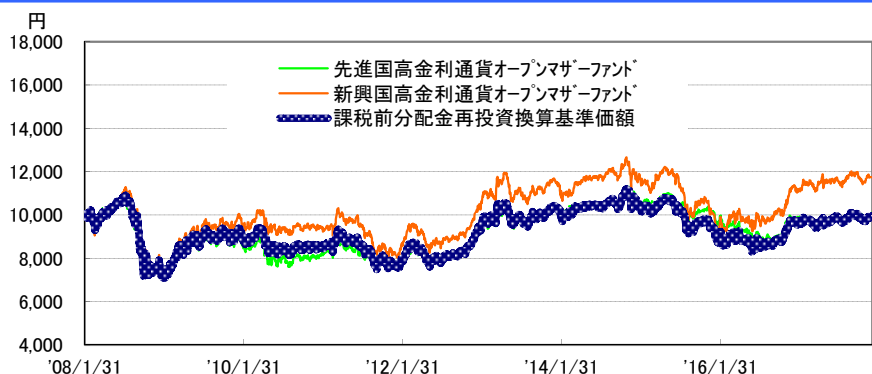
追加型投信/内外/債券

作成基準日: 2017年12月29日

設定来の基準価額推移



ファンドと組入マザーファンドの基準価額推移



*上記のグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果をお約束するものではありません。
*当ファンドの基準価額は、信託報酬控除後のものです。また、「課税前分配金再投資換算基準価額」は、この投資信託の公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。

課税前分配金の推移(1万口当たり)

決算期	'08/2	'08/3-'10/9	'10/10-'11/12	'12/1-'17/12	
分配金	—	55円	45円	25円	
決算期					設定来累計
分配金					4,180円

*収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

投資国の見直しについて

・当ファンドの償還にあたって、当ファンドが投資対象とする「先進国高金利通貨オープンマザーファンド」及び「新興国高金利通貨オープンマザーファンド」にて、現地通貨建国債を全て売却しました。(運用担当者: 木全)

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

ファンドの概要

基準価額	5,347 円	純資産総額	21.47 億円
------	---------	-------	----------

期間別騰落率

ファンド	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
先進国高金利通貨オープンマザーファンド	1.9%	-0.7%	1.3%	2.5%	-7.7%	-0.4%
新興国高金利通貨オープンマザーファンド	2.7%	0.1%	2.2%	3.1%	-8.9%	1.0%
新興国高金利通貨オープンマザーファンド	1.3%	-0.9%	1.4%	3.9%	-1.4%	17.5%

*当ファンドの期間別騰落率は、分配金(課税前)を再投資したものと計算しています。期間別騰落率と実際の投資家利回りは異なります。

資産構成

ファンド特性値(*1)	平均残存期間	平均最終利回り	平均格付
—	—	—	—

ファンド及びマザーファンドの組入状況		先進国高金利通貨オープンマザーファンド			
内訳		債券組入比率(*2)	平均残存期間(年)(*2)	平均最終利回り(*2)	平均格付(*2,*3)
ファンド	先進国高金利通貨オープンマザーファンド	49.5%	—	—	—
	新興国高金利通貨オープンマザーファンド	49.5%	—	—	—
	現金等(*4)	1.0%	—	—	—
	債券	—	—	—	—
先進国高金利通貨オープンマザーファンド	その他資産(*5)	100.0%	100.0%	—	—
新興国高金利通貨オープンマザーファンド	債券	—	—	—	—
新興国高金利通貨オープンマザーファンド	その他資産(*5)	100.0%	—	—	—
合計/平均		100.0%	—	—	—

マザーファンドの債券種別構成比		新興国高金利通貨オープンマザーファンド			
内訳		債券組入比率(*2)	平均残存期間(年)(*2)	平均最終利回り(*2)	平均格付(*2,*3)
先進国高金利通貨オープンマザーファンド	国債	—	—	—	—
先進国高金利通貨オープンマザーファンド	その他債券(*6)	—	—	—	—
新興国高金利通貨オープンマザーファンド	国債	—	—	—	—
新興国高金利通貨オープンマザーファンド	その他債券(*6)	—	—	—	—
合計/平均		100.0%	—	—	—

*1:ファンド特性値は、ファンドにおける各マザーファンドの純資産比率と、各マザーファンドにおける通貨別債券組入比率をもとに計算しています。*2:各マザーファンドの通貨別債券組入比率、平均残存期間(年)、平均最終利回り、平均格付は、現地通貨建債券の時価残高合計で加重平均計算しています。*3:平均格付は、Moody's社とS&P社の自国通貨建て長期債務格付のうち、上位格付を基に弊社が計算し、S&P社の表示方法で表記しています。(出所Bloomberg)*4:ファンドの資産構成の現金等の比率は、有価証券を除く資産(コールローン、預金等)総額から負債(未払信託報酬等)総額を控除した金額をもとに算出しています。未払信託報酬に見合う資産の一部を含めて有価証券(マザーファンドを含みます。)へ投資している場合には、資産構成の有価証券の比率は100%を超過し、現金等の比率はマイナスとなります。*5:マザーファンドの資産構成のその他資産の比率は、各通貨建てのキャッシュの他、為替予約による評価損益を含む場合があります。ポジションの状況によってはマイナスとなることがあります。*6:その他債券とは、国際機関や政府機関等が発行する債券を意味します。*合計値が表記の各要素と異なることがありますが、四捨五入による影響です。※平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドおよび各マザーファンドに係る信用格付ではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

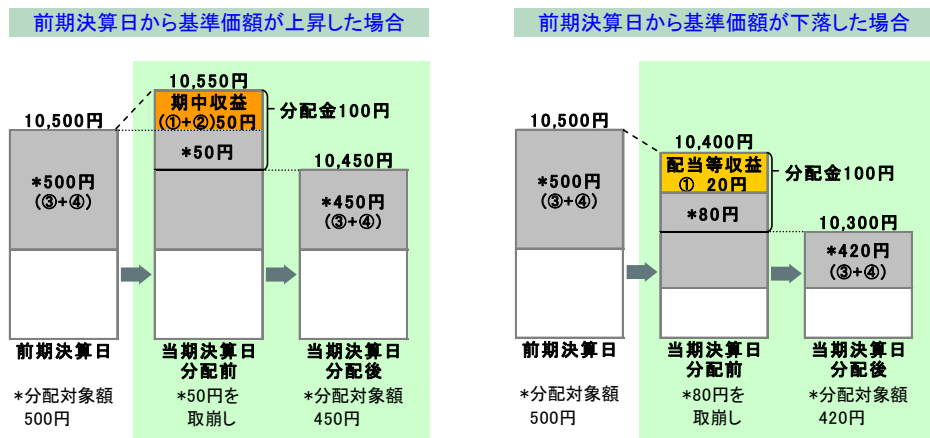
投資信託から分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

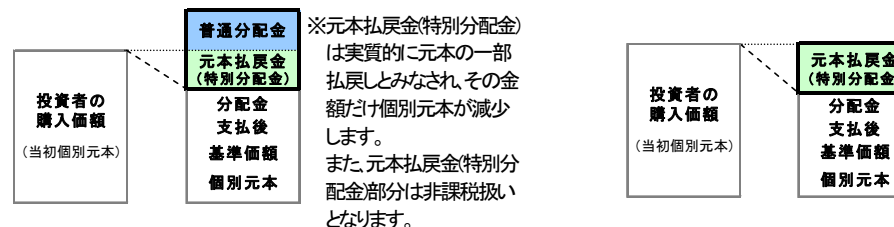
分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりや小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定、口数指定どちらかのみのお取扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

[金額を指定して購入する場合]

購入金額に購入時手数料を加えた額が指定金額となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

[口数を指定して購入する場合]

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料=(10,000円÷1万口)×100万口×手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくことになります。

グローバル高金利通貨オープン(毎月決算型)

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色

特色1 先進国と新興国のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とします。

・先進国高金利通貨オープン マザーファンドを通じて先進国の債券に、新興国高金利通貨オープン マザーファンドを通じて新興国の債券に投資します。

・債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

*1【ソブリン債券】各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*2【準ソブリン債券】政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

特色2 先進国と新興国の債券に当ファンドの純資産総額の50%程度ずつ投資し、それぞれの割合が一定の範囲となるよう調整します。

・原則として、相対的に金利の高い先進国5通貨、新興国5通貨を選定し、現地通貨建の債券に均等に投資します。

・原則として、選定通貨の見直しは、定期的に行います。

・委託会社が必要と判断した場合は、別のタイミングで一部通貨の入替えを行うことがあります。

・残存期間が3年を超える債券には、原則として投資を行いません。

※市況動向等によっては、選定した通貨建債券等の代替として、米ドル建等の債券等に投資する場合があります。

また、流動性等を考慮して、為替予約取引等を利用して各国通貨への実質的な投資を行う場合があります。

・原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

【通貨選定について】

・各通貨の金利水準を最重要視します。

・各国のファンダメンタルズや市場規模、流動性等も考慮します。

・ユーロ通貨の金利は、投資対象国のユーロ採用国の中から最も金利の高い国の金利を採用し、実際に投資する場合は、原則として同国の債券に投資します。

※各国のファンダメンタルズや市場規模等を考慮して、選定通貨数を先進国および新興国で5通貨ずつ(合計10通貨)としない場合があるほか、各国の流動性や金利状況等を勘案して、各通貨への投資配分を均等としない場合もあります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3 「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の運用指図権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

特色4 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

・毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

・毎年6月および12月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

収益分配方針

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ファンドのしくみ

・ファミリーファンド方式により運用を行います。

＜当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド＞

先進国高金利通貨オープン マザーファンド

新興国高金利通貨オープン マザーファンド

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

グローバル高金利通貨オープン(毎月決算型)

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動 リスク	当ファンドは、原則として10通貨建の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。
金利変動 リスク	投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、残存期間の長い債券は金利変動に対する債券価格の感応度が高く、価格変動が大きくなる傾向があります。
信用リスク (デフォルト・ リスク)	債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・
リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

グローバル高金利通貨オープン(毎月決算型)

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2018年1月22日まで(2008年1月31日設定)
繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回るようになった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。

課税関係

課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 上限3.24%(税抜 3.00%) (販売会社が定めます) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% をかけた額

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.972%(税抜 年率0.900%) をかけた額
その他の費用・手数料	監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社情報一覧表

ファンド名称:グローバル高金利通貨オープン(毎月決算型)

商号 (*は取次販売会社)	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
日木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第31号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
共和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第64号	○	○		
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第99号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
三津井証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第14号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社島根銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社大東銀行(新規販売停止)	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	○			
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○			